

新 福 監 第 1 1 5 号
令 和 4 年 8 月 1 日

指定障がい福祉サービス事業者等の管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

指定障がい福祉サービス事業者等の緊急集団指導の実施について（通知）

日頃から本市の指定障がい福祉サービス事業等につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年本市では障がい福祉サービス事業所において運営基準違反や不正請求による行政処分が多発しており、サービスの低下を始めとして利用者への影響が危惧されるところです。

こうしたことから、この度不適切事例として特に多く見られた、「個別支援計画」,「施設外支援・施設外就労」の2点に絞り、制度の改めでの周知徹底と適正運用を図るための緊急集団指導を実施することといたしました。

各事業者様におかれましては、これを機に制度への理解を深めていただくとともに、給付費の適正運用に努めていただくようお願いいたします。

なお、詳細につきましては下記をご覧ください。

記

1 対象者

新潟市内の該当する指定障がい福祉サービス各事業者 （別紙1参照）
※休止中の事業所も指導対象です。

2 掲載資料

- (1) 近年の新潟市における監査実施状況について
- (2) 個別支援計画について
- (3) 施設外支援と施設外就労について

3 受講方法

上記(1)～(3)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに資料及び解説動画を掲載しますので、内容をご確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導資料

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansidou/syougaisyuudan.html>

4 受講確認

受講状況を確認するため、受講した後、「かんたん申込み」により受講した旨を市に報告してください。

かんたん申込み URL

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/dform.do?id=1657160411614>

5 かんたん申込み受講確認受付期間

令和4年8月1日（月）～8月31日（水）

※期限を過ぎると受講確認の報告は出来なくなるのでご注意ください。

6 注意事項

(1) かんたん申込みでの受講確認は、必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。1サービス種別で複数回の報告を行わないでください。

※例：同一事業所の管理者とサービス管理責任者がそれぞれ受講報告を行うなどの行為は行わないでください。

(2) 期限内にかんたん申込みでの報告が無い場合、緊急集団指導の受講がなかったものとして、実地指導の優先対象とします。

7 その他

(1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いします。

(2) 指導内容についてのご質問がある場合は、かんたん申込みのフォームからお願いします。

(3) 複数種別を運営している法人におかれましては、全サービス種別で受講確認申込みが行われているかよくご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 福祉監査課ホームページに本集団指導に関するQ&Aも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 野口

TEL：025-226-1185 FAX：025-225-6304

E-mail：kansa.wl@city.niigata.lg.jp

集団指導対象事業所 ※（１）から順番に動画をご視聴ください。

（１）近年の新潟市における監査実施状況について	（２）個別支援計画について	（３）施設外支援と施設外就労について
全サービス種別	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・障害者支援施設（施設入所支援） ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ※宿泊型含む ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・共同生活援助 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型障害児入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型